

会長退任の挨拶



秋山 浩一郎

この度、健康上の理由により会長職を辞任する事にしました。

平成十二年五月より副会長職、平成十八年五月より会長職に、特に会長職就任してからの6年間、色々な出来ごとを思い出します。平成十九年十月より開始した、青色会費の自動引き落とし、平成二十一年十月には、会の運営上欠かせない青色会費の月二千円への値上げなど会員様への負担増にも関わらずご理解を頂けた事を大変感謝しております。

又、多くの方のご理解とご協力によりブルーリターンAによる電子申告送信実績では、県下一位、全国では四位との実績を積む事が出来ました、これにより、平成二十三年十一月には、東京国税局長表彰を受彰する事が出来たことは、鶴見税務署長をはじめ署

会長就任の挨拶



三橋 忠司

三橋 忠司
会員の皆様
こんにちは。
先日、定時総会で会長に

職員の方々、東京地方税理士会鶴見支部の皆様、鶴見青色申告会、会員の皆様、役員並びに職員のご協力のおかげであります。書面上で失礼とは思いますが、御礼申し上げます。
これからは、三橋新体制のもと、会の益々の発展と会員皆様のご事業の繁栄とご健康を心よりお祈り申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。

選任された三橋でございます。秋山会長の突然の辞意を表明したのが、四月の常任理事会であり、心の準備が整わないまま就任した次第です。私自身はこの様な大役をこなせる器ではありませんが、選任されたからには、役員の皆様のご協力を受けながら一生懸命

副会長就任の挨拶



窪井 進

窪井 進
会員の皆様
こんにちは。
先日、定時総会で副会長に

命その重責を果たして行く所存でありますので、よろしくお願いいたします。
さて、今回の就任に関して、会務運営の基本的姿勢は秋山体制で行っていた電子申告推進の継承を柱に、会にとって何が必要なかを皆様と考えながら会員目線で取り組んでいく所存であります。より良い会にする為に、皆様のご協力・ご支援とアイデアの提供など積極的なご発言とご叱正をお願いしましてご挨拶いたします。

選任された窪井でございます。
三橋会長と共に会務運営を精一杯努めさせていただきますのでよろしくお願いたします。

会則変更

1. 会則第2章7条 (退会)

変更前

第7条 本会より退会を希望する者は、退会届を提出しなければならない。

変更後

第7条 本会より退会を希望する者は、退会届を提出しなければならない。
2 会費を1年以上滞納した会員は退会したものとみなす。

2. 会則第9章37条 (会費)

変更前

第37条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。
2 毎月の会費は、月額2,000円とし、納入は原則として半年毎又は年一回のいずれかの方法とする。

変更後

第37条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。
2 会費は、年額24,000円とし、納入は前期、後期毎又は年一回のいずれかの方法とする。
3 既納の会費は、これを返還しない。